

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-205
処分の種類	工事の原因者への工事施行命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第22条第1項			
処分の概要	道路に関する工事以外の工事により、必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷、汚損した行為、若しくは道路の構造を変更する必要を生じさせた行為により、必要を生じた道路に関する工事又は維持を当該行為者に施行させる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	別紙「道路損傷事務取扱要領」による			
基準の制定根拠	道路損傷事務取扱要領の制定について 5道維第428号			